

「日田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例施行規則」の一部改正について（趣旨）

1. 目的・理由

地方税法の一部改正に伴い、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦控除の見直し及び個人住民税の人的非課税措置の見直しが行われたことから、所要の措置を講ずること。

2. 内容

別表（第2条関係）備考2を削除するもの。

3. 施行の時期

令和3年9月1日

4. 意見公募を実施しなかった旨及びその理由

日田市行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しませんでした。

該当理由

他の法令の改正に伴い当然必要とされる規定の整理であるため